

第 18 連結散水設備の技術基準

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1 送水口 (1)～(2) (略) (3) 標識 標識は、規則第 30 条の 3 第 4 号ニの規定によるほか、第 3 スプリンクラー設備の技術基準 4 (4)の規定を準用すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 散水ヘッド (1)～(3) (略) (4) (3)に該当し、散水ヘッドを設けなくてもよい部分で、(3)イ(イ)から(エ)及び(3)ウの用途には、第 3 スプリンクラー設備の技術基準 II 4 (3)イの規定を準用すること。◆</p> <p>4 (略)</p> <p>5 開放型散水ヘッド 開放型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。 (1)～(2) (略) (3) 散水ヘッド ア～イ (略) ウ ヘッドの設置要領等は、規則第 30 条の 3 第 1 号ロ、<u> </u>ハの規定によるほか、次によること。 (ア)～(イ) (略)</p> <p>6 閉鎖型散水ヘッド 閉鎖型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。 (1) (略) (2) 配管 ア (略) イ 散水設備は、次の各号に適合する加圧送水装置に直結した管の呼びで 100 mm以上の配管を設けること。◆ (ア)～(イ) (略) (ウ) 加圧送水装置の揚程は、ヘッド圧力 0.1MPaを基準とし、第 3 スプリンクラー設備の技術基準 I 1 (2)イ、<u>(3)ア及び(4)ア</u>の規定を準用する。 ウ (略)</p> <p>(3) 散水ヘッド ア (略) イ ヘッドの設置要領等 ヘッドの設置要領等は、規則第 30 条の 3 第 1 号ロ、<u> </u>ハの規定によるほか、次によること。</p> <p>7～8 (略)</p> <hr/> <p>(以下、省略)</p>		<p>1 送水口 (1)～(2) (現行に同じ。) (3) 標識 標識は、規則第 30 条の 3 第 4 号ニの規定によるほか、第 3 スプリンクラー設備の技術基準 <u>I</u> 4 (4)の規定を準用すること。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 散水ヘッド (1)～(3) (現行に同じ。) (4) <u>前</u>(3)に該当し、散水ヘッドを設けなくてもよい部分で、<u>前</u>(3)イ(イ)から(エ)及び<u>前</u>(3)ウの用途には、第 3 スプリンクラー設備の技術基準 II 4 (3)イの規定を準用すること。◆</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p>5 開放型散水ヘッド 開放型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。 (1)～(2) (現行に同じ。) (3) 散水ヘッド ア～イ (現行に同じ。) ウ ヘッドの設置要領等は、規則第 30 条の 3 第 1 号ロ<u>及び</u>ハの規定によるほか、次によること。 (ア)～(イ) (現行に同じ。)</p> <p>6 閉鎖型散水ヘッド 閉鎖型散水ヘッドを設ける場合は、次によること。 (1) (現行に同じ。) (2) 配管 ア (現行に同じ。) イ 散水設備は、次の各号に適合する加圧送水装置に直結した管の呼びで 100 mm以上の配管を設けること。◆ (ア)～(イ) (現行に同じ。) (ウ) 加圧送水装置の揚程は、ヘッド圧力 0.1MPaを基準とし、第 3 スプリンクラー設備の技術基準 I 1 (2)イ、<u>規則第 14 条第 1 項第 11 号イ及びロ</u>の規定を準用する。 ウ (現行に同じ。)</p> <p>(3) 散水ヘッド ア (現行に同じ。) イ ヘッドの設置要領等 ヘッドの設置要領等は、規則第 30 条の 3 第 1 号ロ<u>及び</u>ハの規定によるほか、次によること。</p> <p>7～8 (現行に同じ)</p> <p>9 令第 32 条の特例基準 <u>第 2 屋内消火栓設備の技術基準 9 (4)の規定を準用する。</u> (以下、省略)</p>	<p>文言追加</p> <p>文言追加 文言追加</p> <p>文言修正</p> <p>準用誤り修正</p> <p>文言修正</p> <p>連結散水設備にも適用できる特例基準を屋内消火栓に追加することに伴い準用先を明記。</p>